

第1章 計画の策定にあたって

1 策定の趣旨

障がいのある方の多様なニーズにきめ細かく対応するための支援拡充、社会参加の促進、バリアフリー化の推進といった国の計画等に示される新たな方向性に対応し、本市の障がい福祉サービス等の更なる充実を図るため、計画期間の終了に伴い策定する。

2 策定の根拠

障害者総合支援法（第88条第1項）及び児童福祉法（第33条の20第1項）に基づき策定する。

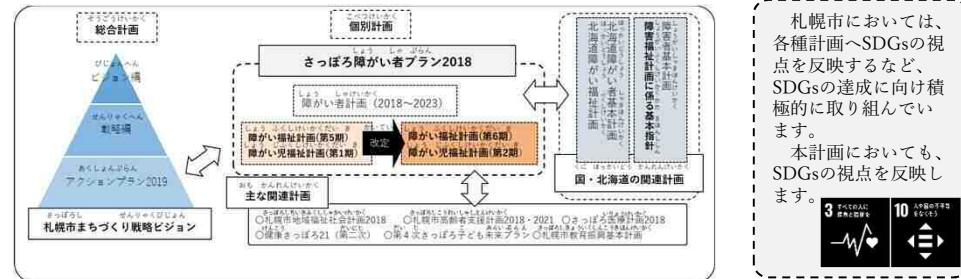
「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下、「国的基本指針」という。）」において、令和3年度から令和5年度までの計画の作成に当たって即すべき事項が定められている。

3 計画期間

2021年度（令和3年度）から2023年度（令和5年度）までの3年間。

4 計画の位置付け

- 障がい（児）福祉計画は、本市の障がい福祉サービス及び障がい児通所支援等に係る提供体制の確保等を総合的かつ計画的に進めるための計画。障害者基本法に基づく障がい者計画（障がい福祉の基本的な施策を定める）とともに、さっぽろ障がい者プラン2018（以下、「プラン」という。）を構成する。
- プランは、まちづくりの基本指針である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」を上位計画とする障がい福祉施策に関する部門別の個別計画。保健福祉関連計画をはじめとした本市が定める他の関連計画のほか、国・北海道との整合性を図り策定する。



第2章 計画策定の背景

1 障がい者福祉をめぐる国の動向

障がいのある方の社会参加の促進や、障がいのある子どもへの支援体制の強化が進められている。

障害者総合支援法及び児童福祉法の改正（就労定着支援の創設等）（H30.4.1施行）、障害者文化芸術活動推進法の施行（H30.6）、読書バリアフリー法の施行（R1.6）、就学前の障がい児の発達支援の無償化（R1.10.1施行）
障害福祉人材の待遇改善及び消費税率引き上げに伴う報酬改定（R1.10.1施行）

2 札幌市の現状

- 次期計画期間においても、障がいのある方の増加が見込まれる。

障がい者手帳（身体・療育・精神）所持者数は、2016年度末から約6千人増、2019年度末時点で約13万2千人（本市人口の約7%）。精神の手帳所持者数の増加が大きい。難病患者数も微増。社会増（転入超過）の傾向。

- 障がい福祉サービス等の利用者数・給付費は年々増加傾向にある。事業所数も増えている。

3 令和元年度札幌市障がい児者実態等調査結果（概要）

障がいのある方に対する市民理解

前回調査（2016）同様、「深まっている」よりも「深まっていると思わない」と回答する割合が上回る。

障がい福祉サービスについて

・前回調査より、量・内容は「（おおむね）満足」の割合は増えたが「（あまり）満足していない」と感じる方も一定数存在。

・質や事業所の対応は、ある程度満足していると感じている方がいる一方で、前回調査より「（あまり）満足していない」割合が若干増加。

	障がい福祉サービスについて (単位: %)		障がい者調査		障がい児調査	
	2016	2019	2016	2019	2016	2019
量	（おおむね）満足している	78.9	80.9	78.8	83.6	
	（あまり）満足していない	14.6	14.1	19.1	15.7	
内容	（おおむね）満足している	76.1	78.2	83.2	84.3	
	（あまり）満足していない	14.6	16.3	13.9	15.3	
質	（おおむね）満足している	75.1	76.2	79.1	78.5	
	（あまり）満足していない	15.2	17.3	11.1	13.7	
事業所 対応	（おおむね）満足している	77.4	79.6	84.3	90.2	
	（あまり）満足していない	13.6	15.1	11.8	9.8	

令和元年度に本市が実施した調査では、障がいのある方への理解がまだ十分とはいえないことや、前回調査より改善傾向にあるものの、サービスの質についてはさらなる充実を求める声が寄せられているなど、障がいのある方やその家族にとっては、いまだに生活のしづらさが残っている状態。

また、計画期間（2021～2023年）においては、各種障がい者手帳所持者数の増加などに伴って、障がい福祉サービス等の利用が広がることが見込まれる。引き続き障がい福祉サービス等の提供体制を確保していくことが課題となっている。

4 目指すべき共生社会に向けて～障がい福祉施策の視点から～

障がい児者実態等調査から、共生社会のイメージとして挙げられている、障がい等に対する理解が進み心のバリアフリー化がなされた社会や、就労をはじめ社会参加の機会が充実した社会は、共生社会を構成する重要な要素であり、これらに共通する「障がいのある方に対する理解のより一層の促進」が、札幌市の障がい福祉施策の継続的な課題といえる。

目 指 す ベ き 共 生 社 会 像	共 生 社 会 実 現 に 必 要 な 施 策
心のバリアフリー化がなされた社会 障がいは個人の特性のひとつであり、その差異により差別や偏見が生じない社会、互いに支え合える社会	・心のバリアフリー化実現にむけた施策 障がいへの理解促進や、障がいの有無に関わらず共に育つ環境（インクルーシブ）や交流機会の創出等
就労をはじめとした社会参加の機会が充実した社会 障がいの有無によらず、それぞれにふさわしい自立した生活を営み、社会参加ができる社会	・障がい福祉サービスの拡充 ・余暇活動支援や情報提供手法の拡充 ・就労支援制度の拡充・改善や一般就労機会の拡充

第3章 計画の体系

1 基本理念・計画目標

本計画はプランを構成する計画であることから、引き続きプランに掲げる基本理念等の推進を目指す。

■基本理念 障がいのある人もない人も、その命の尊厳が当然に保障され、市民誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現

■計画目標

- 地域社会の障がいのある人に対する理解促進
- 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 施設、病院から地域への移行推進と地域生活を支えるためのサービス提供基盤の一層の充実
- 市民・事業者・行政などの連携強化による地域の福祉力の向上
- 障がいのある子どもへの支援
- 障がいを理由とする差別の解消

2 2023年度の成果目標

継続して取り組む必要があるものは引き続き設定し、国的基本指針で示された新たな考え方や障がい福祉施策の視点から目標すべき共生社会の実現に向けた取組も反映。

【現行計画の成果目標と達成状況】

2020年度の成果目標	目標（値）	達成状況
入所施設の入所者の地域生活への移行	2017年度末の施設入所者のうち、125人（6%）が地域生活へ移行	2018年度末時点で移行者数27人（1.3%）
	2017年度末の施設入所者数から83人（4%）が減少	2019年度末までに85人減少（4%）
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場の設置	協議の場の設置	2020年度に設置
地域生活支援拠点等の整備	整備（少なくとも1か所）	2020年度に整備
福祉施設から一般就労への移行	福祉施設を退所し一般就労へ移行した人の数が666人	2019年度実績：621人
	就労移行支援事業の利用者数が846人	2019年度実績：797人
	就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所が全体の5割以上	2018年度実績：51.4%
	就労定着支援事業所による職場定着率（1年後）が8割	2019年度実績：84.6%
医療的ケアを必要とする障がいのある子どもを支援するための関係機関の協議の場の設置	協議の場の設置	2018年度に設置

【現行計画の目標と達成状況】 前頁からの続き

2020年度の成果目標	目標（値）	達成状況
障がいのある人に対する理解促進（本市独自目標）	障がいのある人にとって地域で暮らしやすいまちであると思う障がいのある人の割合：60%	2019年度：48.4% 「指標達成度調査」より
	障がいのある子どもにとって地域で暮らしやすいまちであると思う保護者の割合：60%	2019年度：35.4% 「障がい児者実態等調査」より

【2023年度の成果目標】

2023年度の成果目標	目標（値）	設定の考え方
成果目標① 入所施設の入所者の地域生活への移行	施設入所者の地域生活への移行者数：60人以上（2019年度末2,009人の3%）	施設入所者の高齢化や障がい程度の重度化から、今後も地域への移行は伸び悩む想定。目標達成に向けた方策を講じることで2016～2018年度の「施設入所者の地域生活への移行者数」の年平均増加率(約2.1%)達成を目指し、60人以上と設定
	施設入所者数の減少：110人以上（2019年度末2,009人から約5.5%）	施設入所支援のサービス利用実績から、2017～2019年度の年平均減少率(1.4%)が今後も続くとの見込み
成果目標② 地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実	1か所以上の地域生活支援拠点等を確保し、その機能の充実のため年1回以上運用状況を検証・検討	国の基本指針どおり
成果目標③ 福祉施設から一般就労への移行	就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数680人以上/2019年度実績比1.11倍以上 〔就労移行支援利用者(430人/1.01倍)以上 ・就労継続支援A型利用者(100人/1.15倍)以上 ・就労継続支援B型利用者(150人/1.36倍)以上〕	法定雇用率引き上げもあり2018～2019年度は好調に推移。引き続き各種就労支援施策を推し進め、この2年間の年平均就労移行率の達成を目指し、680人以上と設定。各サービスの目標についてもこの2年間の年平均就労移行率達成を目指し設定
	就労移行支援事業所等を通じて一般就労に移行する方のうち、就労定着支援事業を利用する割合：7割	国の基本指針どおり
成果目標④ 医療的ケアを必要とする障がいのある子どもの支援	医療的ケアを必要とする障がいのある子ども等に関するコーディネート機能の構築	本市の社会資源の状況等をふまえ設定
成果目標⑤ 障がい福祉サービス等の質の向上を図るために取組の推進	本市における障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組の実施体制を確保していくほか、事業所支援の取組を推進	市職員向けの取組と事業所支援の取組を両輪で推進していくながらサービス等の質の向上を図る
成果目標⑥ 障がいのある方に対する理解促進（本市独自目標）	障がいのある人にとって地域で暮らしやすいまちであると思う障がいのある方の割合：60%	プランの基本理念の推進を目指し、前計画で未達成であることから継続し設定する。目標値は、札幌市まちづくり戦略ビジョンや他計画との整合性を図り設定
	障がいのある子どもにとって地域で暮らしやすいまちであると思う保護者の割合：60%	

【成果目標達成のための方策】

2023年度の成果目標	達成するための主な方策
成果目標① 入所施設の入所者の地域生活への移行	・地域生活を行うために必要な介護・見守り体制の充実 [強化] ・グループホームの整備推進等による住まいの確保 ・相談支援（地域移行支援及び地域定着支援）の充実
成果目標② 地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実	・地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実 [強化]

2023年度の成果目標	達成するための主な方策
成果目標③ 福祉施設から一般就労への移行	雇用の促進や就労の安定、支援者の能力向上を図るための各種取組（障がい者就業・生活相談支援事業、障がい者元気スキルアップ事業、障がい者協働事業等）を実施
成果目標④ 医療的ケアを必要とする障がいのある子どもへの支援	・医療的ケア児支援者養成研修の充実 [新規] ・障がい福祉事業所や学校、保育所等を支援するサポート医師の配置 [新規]
成果目標⑤ 障がい福祉サービス等の質の向上を図るために取組の推進	・障がい福祉サービス等に係る各種研修の実施 [新規] ・指導監査結果の関係市町村との共有 [新規] ・障がい福祉人材確保・定着サポート事業（研修・キャリアパス制度導入事業所支援・障がい福祉の仕事の魅力発信）の実施 [新規] ・集団指導等の実施、自立支援審査システム審査結果等の共有 [新規] ・障がい児地域支援マネージャーによる事業所への技術支援等 [新規] ・新型コロナウイルス感染症等の対策に係る事業所支援 [新規] ・障がい福祉サービス等の質を評価する仕組みの検討 [新規]
成果目標⑥ 障がいのある方に対する理解促進（本市独自目標）	心のバリアフリーの普及啓発の推進 [強化] ・市民、企業向けの心のバリアフリーリー研修の実施 ・心のバリアフリーガイド（わかりやすい版）の小学4年生への配布、出前講座などを通じた、子どもの理解促進 ・ヘルプマーク・ヘルプカードの配布・周知 ・札幌市心のバリアフリー推進マークを活用した普及啓発

第4章 障がい福祉サービス等の種類ごとのサービス量見込み

- ・国の基本指針に基づき、過去実績等から見込量を算出。概ね増加傾向の見込み。
- ・下表に記載している障がい福祉サービス以外にも、本書では、国的基本指針等に基づいて「相談支援体制の充実・強化等」や「障がい福祉サービス等の質の向上」、「その他の社会参加に係る支援」などに係る見込用量を設定。

【主な障がい福祉サービス等の種類ごとのサービス量見込み】

サービス種別	単位	2021	2022	2023(2020決算比)
訪問系 〔居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援〕	利用人数（人/月）	6,021	6,151	6,291 (107%)
	利用時間数（時間/月）	239,150	256,500	275,730 (125%)
日中活動系 〔生活介護、自立訓練、就労移行・継続・定着支援、療養介護、短期入所〕	利用人数（人/月）	18,970	19,930	20,880 (116%)
	利用日数（人日/月）	293,990	302,070	310,280 (109%)
居住系 〔自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援〕	利用人数（人/月）	5,943	6,236	6,559 (116%)
	利用日数（人日/月）	9,545	10,161	10,777 (121%)
相談支援 〔計画相談支援〕	利用人数（人/月）	15,108	16,302	17,496 (126%)
	利用日数（人日/月）	134,580	144,390	154,200 (124%)

第5章 計画の推進体制

- 計画（Plan）：国の計画や基本指針等に基づき、障がいのある方や関係者、市民のご意見をお聴きしながら、本計画を策定
- 実行（Do）：作成した計画を、障がいのある方も含め、広く市民に周知するとともに、関係部局とも連携しながら、目標等の達成に向けて施策を推進
- 評価（Check）：本計画に基づき施策の実績や達成状況等について、札幌市障がい者施策推進審議会、札幌市自立支援協議会、札幌市精神保健福祉審議会等の関係機関に報告し、中間評価を行う
- 改善（Act）：中間評価の結果等を受け、関係機関の意見等も踏まえながら、必要に応じ、施策の見直しや新規施策の追加など、計画の見直しを行う